

長久手市防火活動等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市防火活動等支援補助金（以下「補助金」という。）は、火災予防や防火思想の普及を図るため、防火活動等を行う団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、防火活動等を行う団体とは、市民に対して火災予防及び防火思想の普及啓発に関する活動並びに火災予防活動を行う団体であって、その活動が次に掲げるいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的として活動を行うもの
- (2) 宗教的活動を行うもの
- (3) 政治的活動を行うもの

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 第1条に規定する事業は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、市長が認める別表の経費の2分の1以下について交付する。

- (1) 火災予防及び防火思想の普及啓発に関する活動
- (2) 防火教育に関する活動
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 補助事業に対する補助金の上限額は、15万円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、長久手市防火活動等支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1-1号）

(2) 収支予算書

2 交付申請は、1団体につき各年度1件とする。

3 提出された申請書類は、返還しない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、長久手市防火活動等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定を行う場合において、条件を付することができる。

（概算払）

第6条 特別の理由があると市長が認めたときは、補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は補助金の全部又は一部を概算払により請求することができる。補助団体が概算払により補助金を受けようとするときは、長久手市防火活動等支援補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請書を取下げることができる。

2 前項の規定による交付申請書の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（計画の変更、中止又は廃止の申請等）

第8条 補助団体は、補助事業等の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市防火活動等支援補助金変更等承認申請書（様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めたときは長久手市防火活動等支援補助金変更等承認通知書（様式第5号）により補助団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業の完了後、補助団体は、長久手市防火活動等支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第6-1号）

(2) 収支決算書

(3) 現金出納簿

(4) 当該年度の通帳の写し

2 概算払により補助金の交付を受けたときは、併せて長久手市防火活動等支援補助金概算払精算書（様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、長久手市防火活動等支援補助金確定通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助団体が、補助金の交付を請求しようとするときは、長久手市防火活動等支援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、第6条の規定による概算払で補助金の交付を受けた補助団体に対して、第10条の規定により確定した額が既に支払われた概算の補助金額を下回った場合は、その差額の返還を長久手

市防火活動等支援補助金精算金返還命令書（様式第10号）により
求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な
事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

経 費	備 考
印刷費	冊子、チラシ、折り込み等
保険掛金	傷害保険等
報償費	講師謝金等
消耗品費	事務用品、資料コピー等
使用料	会議室等使用料、会場借上料 *市の減免を受けているものは対象外
飲食費	会議湯茶、講師弁当代等 *慰労会等の経費は対象外
旅費	会議、研修、視察等旅費 *慰労的な視察研修は対象外
参加費	大会、研修等
通信運搬費	切手代、郵送費等
手数料	振込手数料等
委託費	車両運行、各種リース等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

様式第1号（第4条関係）

長久手市防火活動等支援補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、長久手市防火活動等支援補助金交付要綱第4条の規定により申請します。なお、同要綱を遵守します。

記

1 事業名

2 事業の目的

3 補助金申請額

金 _____ 円

4 添付書類

(1) 事業計画書（様式第1-1号）

(2) 収支予算書

(3) その他参考となる資料

様式第3号（第6条関係）

長久手市防火活動等支援補助金概算払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で長久手市防火活動等支援補助金交付決定通知のありました補助金について、長久手市防火活動等支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の概算払を請求します。

記

1 事業名

2 請求金額

金 _____ 円

3 振込先

金融機関名本支店名 _____

口座種別・番号 _____

(フリガナ)

口座名義人 _____

様式第4号（第8条関係）

長久手市防火活動等支援補助金変更等承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました補助事業について、計画を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 変更等の内容（実施日、補助対象経費等）
- 4 変更等により増減額すべき予算の額
- 5 添付書類
 - (1) 変更等の内容を対比した収支予算書
 - (2) 事業計画書

様式第6号（第9条関係）

長久手市防火活動等支援補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業については下記のとおり実施しましたので、長久手市防火活動等支援補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書（様式第6-1号）
 - (2) 収支決算書
 - (3) 現金出納簿
 - (4) 当該年度の通帳の写し

様式第7号（第9条関係）

長久手市防火活動等支援補助金概算払精算書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号にて交付決定があり、概算払を受けた長久手市防火活動等支援補助金について、下記のとおり精算報告します。

記

1 事業名

2 実績額

金 _____ 円

3 交付決定額

金 _____ 円

4 概算払済額

金 _____ 円

5 精算額

金 _____ 円

長久手市防火活動等支援補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のありました補助事業については、長久手市防火活動等支援補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 事業の目的

3 請求金額

金 _____ 円

4 振込先

金融機関名本支店名 _____

口座種別・番号 _____

(フリガナ)

口座名義人 _____